

協働にふさわしい分野（事業）

健康づくりや福祉、子育てに関連する分野

○高齢者や障がい者、子育て中のお母さんなどを地域で支える運動に参加する事業 など

教育、文化に関連する分野

○子どもたちを地域ぐるみで見守り、育てる事業
○生涯学習の機会を積極的に活用するとともに、自らの学習成果を地域社会へ提供・還元する事業
○芸術、文化、図書、スポーツなどのあらゆる分野で、自主的、主体的に活動するグループづくりを行い、仲間づくりを進める事業
○郷土の歴史に関心を持ち、文化財を愛護し、次の世代に伝える事業 など

自然や環境に関連する分野

○環境美化に参加する事業
○ゴミ減量化やリサイクル運動に参加する事業 など

防災、防犯や交通安全に関連する分野

○自主防災組織に参加する事業
○地域の防犯活動に参加する事業
○子どもの登下校時の安全確保などに参加する事業 など

観光、農業、林業等に関連する分野

○祭りやイベント、観光情報の発信など地域を内外にPRする事業
○農業や林業の地場産品に関する知識を深めるとともに、地域で生産・販売されているものを、地域で消費する「地産地消」を心がける事業 など

公園、道路に関連する分野

○公園や道路など公共施設維持管理に協力する事業 など

国際交流・市民参加に関連する分野

○各種事業などの計画段階から市民が参加し、意見を反映できる事業
○地域間の交流や国際交流に参加し、広い視野と知識・感覚を養う事業 など

協働を進めるための環境づくり

人材育成

市民と行政が、対等な立場で協働の担い手になります。双方とも協働の担い手にふさわしい人材の発掘、育成に努める必要があります。

協働の場所づくり

情報の共有化を図るための拠点として、市民活動を行う場所が必要です。市では市民活動の場として生涯学習館やきずな館がありますが、今後は、更に機能の充実や活動のネットワーク化を図っていく必要があります。

協働の支援

協働を進めるためには、行政の全ての部署、全ての職員が市民との協働を進める窓口になることが不可欠です。そのために、職員は市民との信頼関係を築くとともに、協働を進めるための基本的事項の理解と意識の向上が必要です。また、市民団体などが公益的な活動を行うための新たな活動支援を検討する必要があります。

情報共有

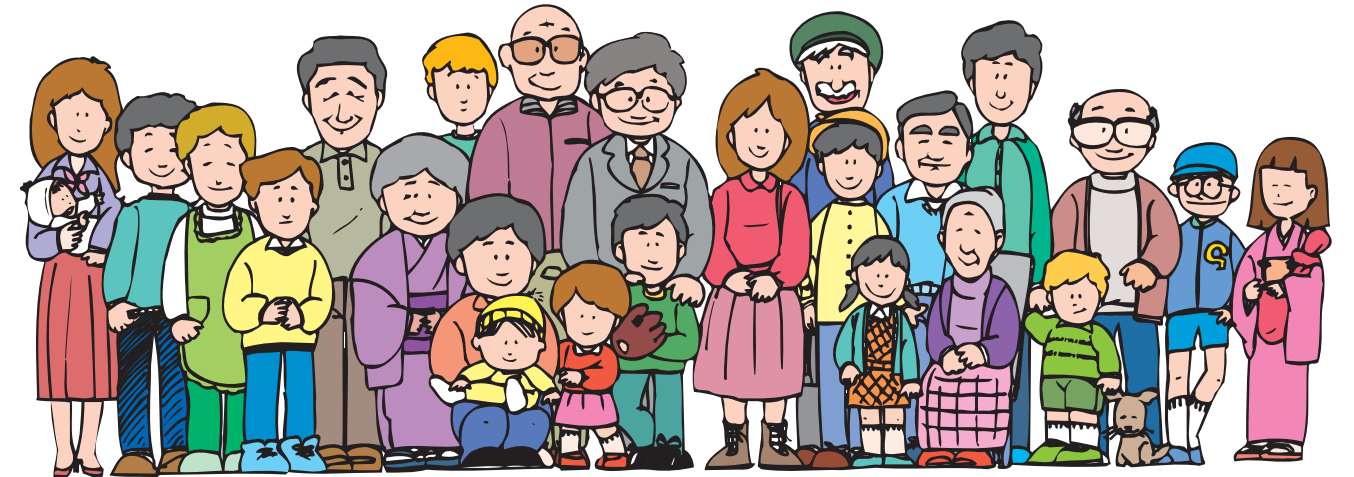
行政は、市民参画を促進するため、事業の企画段階から市民へ情報提供し、情報の共有を図らなければなりません。また、さまざまな機会を通して、市民の意見や要望を把握する必要があります。

協働の持続性

協働のまちづくり推進への取り組みを確実に実施していくためには、情報を共有し、市と市民、または市民同士の協働体制の創設など、新たな活動の支援と促進を図っていく組織を整備していく必要があります。

矢板市市民協働推進指針

すべての市民が将来に夢と希望を持ち
住んで良かったと思えるまちを実現するために



はじめに

平成23年11月に施行した「矢板市まちづくり基本条例」は、「協働のまちづくり」を基本原則としました。また、矢板市の将来像を示した「第2次21世紀矢板市総合計画」でも、まちづくりの基本姿勢のひとつとして「協働のまちづくり」を進めることにしています。

これを受けて、矢板市では、「協働によるまちづくり」を積極的に推進するために、「協働」の考え方や「協働」を実施する上でのルールなどを示した共通の手引書「矢板市市民協働推進指針」（以下「指針」）を策定しました。

今後は、この指針を基に、市民の皆さんとの「協働」により、「将来に夢と希望を持ち、住んで良かったと思えるまち」を築いていきます。

「自分たちの住むまちを良くしたい」という一つの目的に向かい、市民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことを「協働」といいます。

協働の必要性

近年、少子高齢化などの進展により人口減少時代を迎え、また、人々の生活様式の変化や市民ニーズの多様化などにより、従来の行政では対応が難しくなっています。

一方、市民の市政への参加意識が高まっています。地域の特色を活かしたまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりと行政がまちづくりに参加する「協働」の取り組みが必要です。

矢板市市民協働推進指針概要版

発行：矢板市総合政策課
発行日：平成24年7月
住所：〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号
電話：0287-43-1112
E-mail：yaita@city.yaita.tochigi.jp